三　私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。

五　教育関係職員その他の関係者に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。

3・4　［略］

（地域学校協働推進室）

第十九条　社会教育課に、地域学校協働推進室を置く。

2　地域学校協働推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地域学校協働活動（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第二項に規定する地域学校協働活動をいう。以下この項において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（文化庁及び他課の所掌に属するものを除く。）。

二　地域学校協働活動に係る補助に関すること（文化庁及び他課の所掌に属するものを除く。）。

三・四　［略］

五　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、地域学校協働活動に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

六　教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、地域学校協働活動に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

3　［略］

（企画官、教科書調査官及び視学官）

第二十二条　初等中等教育局に、企画官二人、教科書調査官五十七人及び視学官十二人を置く。

2～5　［略］

6　視学官は、命を受けて、初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。以下同じ。）に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

7　［略］

（教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官及び教員メンタルヘルス専門官）

第二十三条　初等中等教育企画課に、教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官及び教員メンタルヘルス専門官それぞれ一人を置く。

2　教育制度改革室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　初等中等教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。

二～七　［略］

3～6　［略］

（教育財政室及び高校修学支援室並びに教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官）

第二十四条　財務課に、教育財政室及び高校修学支援室並びに教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官それぞれ一人を置く。

2　教育財政室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］

三　私立の専修学校及び各種学校における教育の振興のための学校法人その他の私立の専修学校及び各種学校の設置者、地方公共団体並びに関係団体に対する助成に関すること（スポーツ庁及び文化庁の所掌に属するものを除く。）。

四　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。

五　教育関係職員その他の関係者に対し、専修学校及び各種学校における教育に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに初等中等教育局及び高等教育局並びに情報教育課の所掌に属するものを除く。）。

3・4　［略］

（地域学校協働推進室）

第十九条　社会教育課に、地域学校協働推進室を置く。

2　地域学校協働推進室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　地域学校協働活動（社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五条第二項に規定する地域学校協働活動をいう。以下この項において同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

二　地域学校協働活動に係る補助に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

三・四　［略］

五　地方公共団体の機関その他の関係機関に対し、地域学校協働活動に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

六　教育関係職員、社会教育に関する団体、社会教育指導者その他の関係者に対し、地域学校協働活動に係る専門的、技術的な指導及び助言を行うこと（スポーツ庁及び文化庁並びに他課の所掌に属するものを除く。）。

3　［略］

（企画官、教科書調査官及び視学官）

第二十二条　初等中等教育局に、企画官二人、教科書調査官五十七人及び視学官十二人を置く。

2～5　［略］

6　視学官は、命を受けて、初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園における教育をいう。以下同じ。）に係る専門的、技術的な指導及び助言（スポーツ庁及び文化庁並びに生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）に当たる。

7　［略］

（教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官及び教員メンタルヘルス専門官）

第二十三条　初等中等教育企画課に、教育制度改革室並びに地方教育行政専門官、教員人事管理システム専門官及び教員メンタルヘルス専門官それぞれ一人を置く。

2　教育制度改革室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　初等中等教育の基準の設定に関すること（スポーツ庁及び生涯学習政策局の所掌に属するものを除く。）。

二～七　［略］

3～6　［略］

（教育財政室及び高校修学支援室並びに教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官）

第二十四条　財務課に、教育財政室及び高校修学支援室並びに教職員配置計画専門官及び生涯生活設計専門官それぞれ一人を置く。

2　教育財政室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　［略］